

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した スポーツ少年団及びスポーツクラブ活動ガイドライン

令和2年6月2日

改訂 令和2年6月5日

坂井市教育委員会 生涯学習スポーツ課

## [本ガイドラインの対象者]

スポーツ少年団及びスポーツクラブ等※に携わる全ての指導者

※ スポーツクラブ等…市内の体育施設・学校を利用する民間・種目協会が運営するクラブ、スクールを指します。市内児童の健康と安全そして感染拡大防止に触れていることに鑑み、ご理解ご協力をお願いします。なお、スポーツクラブには中学生で構成するクラブを含みます。

## [用語の定義]

- ・スポーツ少年団等  
スポーツ少年団及び市内の学校、体育施設等を利用するスポーツクラブ等を指す。
- ・団員  
スポーツ少年団団員とスポーツクラブ等における会員、スクール生を指す。

## [お問い合わせ先]

・坂井市教育委員会 生涯学習スポーツ課

電話 50-3162(直通)

ファクス 66-2935

メール [gakusyu@city.fukui-sakai.lg.jp](mailto:gakusyu@city.fukui-sakai.lg.jp)

## I はじめに

### 1 ガイドラインについて

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、スポーツ少年団及び市内の体育施設等を利用するスポーツクラブ等(以下、「スポーツ少年団等」という。)に対しても、活動における感染拡大防止のための順守すべき事項をお示しするものです。

活動に携わる全ての指導者は本ガイドラインをご熟読の上、対応策について実践していただきますようお願いいたします。

6月1日から学校が再開され、各学校では感染症対策に徹底して取り組み、児童・生徒も「新しい生活様式」に慣れるために頑張っています。指導者におかれましてはスポーツ少年団等では複数の学校の児童・生徒で構成されていることを十分にご留意の上、責任を持って感染症対策に努めていただくよう切にお願いいたします。

### 2 スポーツ少年団及びスポーツクラブ等活動再開の見通しについて

学校再開から2週間程度は、子ども達には学校の新生活に順応することを優先していただき、スポーツ少年団及びスポーツクラブ等の活動はしない方が望ましいと考えています。

また、その期間内に、指導者の方々には本ガイドラインにて感染症対策についての理解を深め、対策がとれる活動に向けての準備を行い、また、使用する施設管理者(学校含む)と打ち合わせを行っていただきます。以上について、「確認書」を提出したスポーツ少年団等から6月15日(月)以降から順次、再開していただくことを目処としています。

なお、中学生で構成するクラブには中学校の部活動再開時期を考慮した見通しを別途連絡します。

### 3 活動内容の見直しについて

活動前の準備として3密(密集・密接・密閉)回避を観点に従来の活動内容の見直しをお願いします。3密が危惧される場合には迷わず活動時の人数や時間を見直してください。

密集にあたるかどうかの判断として、新型コロナウイルス感染症対策として定めた「坂井市内各体育施設の利用者制限数」を参照してください。

また、活動内容も含めて中央競技団体等からガイドラインが発出されている場合がありますので、調べていただくことをお奨めします。

[見直し例]

団員数 30 名で、週 2 回の活動 ⇒ 団員数を 15 名ずつ分けて、  
それぞれ週 1 回の活動

#### 4 活動再開にあたって検討事項

団員はこれまでの外出自粛や活動休止により体力が低下しています。活動開始し  
ばらくは活動日の減数や時間の短縮等を検討し、内容も軽い負荷の運動にとどめる等ゆるやかな再開に努め、団員の状態を観察しながら段階的な活動を心掛けてください。

なお、スポーツ少年団の活動指針では 2～3 時間/回の活動となっていますが、2 時間以内での活動を推奨します。

## II 感染症対策について

### 1 基本事項

- 団員・保護者の意思を尊重し、参加を強制しないこと。
- 感染防止対策を十分にとれない場合は活動を行わないこと。
- 当面は対外的な活動(大会をはじめ練習試合、交流戦も含む)は行わないこと。  
なお、対外試合等の緩和は状況を見ながら、2週間程度ごとに判断する予定です。
- 常に時間厳守・整理整頓・衛生管理に心掛け、健康観察や手洗い、消毒作業は活動時間内で実施すること。
- ゴミは必ず持ち帰ること。
- ガイドライン以外または予期せぬ事案が発生した場合は生涯学習スポーツ課またはスポーツ協会に連絡のこと。

### 2 「3密」の回避

- 団員の荷物は間隔(2m以上推奨)を空けて整理させる。
- 屋内での活動中は窓や出入口ドアを開放し十分な換気を確保する。天候により常時換気ができない場合はこまめな換気を行う。
- 従来での活動では予め密集が想定される場合には少人数による時間帯の分散を図る等適宜工夫する。
- 密集となる活動を控え、集団で走る場合は間隔※を空ける。  
※ジョギングの場合、飛沫感染を避ける距離として10m以上は必要とされています。
- 近距離での会話や不必要な声出しは控え、狭い場所でのミーティングは行わない。
- 屋外での活動であっても、屋内同様、密集となる活動や近い距離での会話や大声での発声も控える。
- 更衣は、原則会場内でさせないように、自宅等で着替えを済ませてから活動に参加する。
- 原則、会場までの送迎は保護者が行う。
- 送迎時には保護者が施設前・内で停留し密にならないよう注意を促す。

### 3 健康観察や手洗い、消毒等の徹底

- 団員は活動の前に保護者の立会いのもと体温の測定※ならびに症状の有無等の健康観察を行い、具合が悪い場合は参加を控えることを徹底する。  
※検温を忘れた団員については、活動前に検温させること。また、活動中も含め指導

者によって体調が悪いと判断された団員は、3密を避けた場所等で検温を行い、発熱がある場合は保護者に連絡の上、帰宅させること。

- 活動会場への道中はマスクを着用する。ミーティング中もマスクを着用する。
- 活動前後は、必ず流水と石鹸による手洗いを徹底する。消毒液を使用する場合は団にて準備してください。
- 活動場所での水分補給以外の飲食はしない。
- 団員のボール等個人用具も活動前後に水拭きや消毒を行う。ビブス等の着用具は使い回しをせず、活動日ごとに洗濯する。
- 団員個人は手洗い用のハンカチまたはタオル(マイタオル)、個人用具の手拭き用布巾(マイフキン)を用意する。なお、これらは共有しない。
- 共用するトレーニング器具等は1人が使ったら消毒または丁寧に水拭きする。
- 再開前に使用する学校または体育施設の責任者と施設等の消毒箇所・作業について打ち合わせを行い、使用後は必ず消毒作業を行う※。消毒液は団で準備してください。  
※学校では毎日、校内の消毒を実施していることに留意し、活動後も環境の維持に努めること。
  - ・普段の活動会場が屋外であっても、雨天時には体育館を使用する場合には、屋内の使用を想定した打ち合わせを行うこと。
  - ・消毒作業は次の手が触れた箇所・器具等が想定されます。  
玄関や出入口、器具室、トイレなどのドアノブ、取っ手、スイッチ、窓のカギ  
トイレの便器と水洗レバー、手洗い場の蛇口、使用器具、清掃用具(モップの柄)など  
グラウンドの場合、トンボ・ブラシの柄、外倉庫の戸・コーンなど

#### 4 活動における感染リスクを下げる工夫

- 身体接触を伴う近距離での対人練習を減らしたり、チームスポーツでは人が密集する機会を少なくしたりするよう工夫する。  
また、活動中や活動前後のミーティングでは十分な間隔を取ること。
- 屋内競技であっても可能な限り外での活動も検討する。
- 中央競技団体が示すガイドラインや要請等に従い、それぞれの競技の特性に応じた必要な感染症対策を行う。

### III その他

- 1) 今後は、状況に応じて、活動の制限または緩和について連絡させていただきますので、その都度ご対応いただきますようお願いいたします。
- 2) 健康観察に係る検温計※や消毒作業に係る消毒液、スプレーボトル、ペーパータオル

等については各団の負担にてご準備いただきますようお願いいたします。(学校常設のものを使用しない。)なお、器具等の消毒に使用する「次亜塩素酸ナトリウム溶液」を若干ですが別途配分させていただく予定です。但し、スポーツ少年団のみ

※II3での記述のとおり検温は活動前に団員各自が検温することとしますが、検温を忘れた場合に備えて、団で検温計を準備するなどの対応をお願いします。

3)これまでの休校措置に伴い、学校行事が秋から集中して実施される見込みです。学校行事の予定を十分に注視しながら、学校活動に支障がないようスポーツ少年団等の活動計画を立てていただきますようお願いいたします。

#### 4)感染症対策以外の留意事項

学校側より次の注意事項が寄せられていますので、ご留意願います。

- ・学校使用後、ゴミ等の始末ができていないことがあります。必ずお持ち帰りください。
- ・学校敷地内全面禁煙であるにもかかわらず、たばこの吸い殻が駐車場付近に落ちていることがあります。保護者にも注意願います。